

(筑後商工会議所定款より抜粋)

第6章 部会、委員会及び青年部、女性会

第3節 青年部、女性会

(青年部、女性会)

第57条 本商工会議所に、女性会、青年部を置く。

(青年部、女性会についての必要な事項)

第58条 青年部、女性会についての必要な事項は、常議員会の決議を経て別に定める。

筑後商工会議所青年部会規則

(目的)

第1条 商工業の次代を担う青年として、相互に手を結び力を結集して資質の向上を図り商工会議所活動の推進力となりもって地域商工業の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は筑後商工会議所青年部会と称する。

(事業)

第3条 本青年部会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1)商工会議所の各部会、委員会等と委員間の情報交換の円滑化。
- (2)会員の意見及び要望を聴取し、商工会議所の部会及び委員会へ具申。
- (3)商工会議所事業に対する意見及び提案。
- (4)商工会議所事務局並びに、商工振興委員との連絡を密にし商工業の経営改善への努力。
- (5)青年部会員相互の親睦を図り、自己啓発を図るための研修。
- (6)その他商工会議所の目的達成のため必要と認める事業。

(会員の資格)

第4条 会員は筑後商工会議所の会員（法人・個人）であり、商工業を営む経営者又は後継者、管理者で20歳以上満50歳未満の品格あるものとする。ただし年度の途中に制限年度令に達するときは、当該年度内は年令制限を越えて会員の資格を有するものとする。

2. 入会資格は満47歳未満として、所定手続きにより申込み入会の可否は役員会で決定する。

(会費)

- 第5条 会員は毎年度、所定の納期に会費を納付しなければならない。
2. 会費の額は総会において決める。
 3. 会員は原則として、毎年4月までに一括納入し、自動振替契約(特約)を締結するものとする。
但し分納を認める。分納の場合は2回とし、4月・9月に設定する。
 4. 新規会員は、入会金を入会時に納入しなければならない。
 5. 年度途中の入会者は年会費の月割計算にて納入するものとする。

(退会・休会)

- 第6条 (退会) (1)退会を希する会員は、その理由を付して退会届を提出しなければならない。
但し、提出前に担当委員長にその旨を相談すること。
2. 年度の途中で退会しても、既納の会費は返戻しない。
 3. 退会した会員の再入会は、妨げないものとする。
但し、再審議を行う。
- (休会) (2)休会を希する会員は、その理由を付して休会届を提出し、役員会の承認を得るものとする。
以後、その理由の消滅により会員は復帰を希望できる。
但し、提出前に担当委員長にその旨を相談し役員会の承認を得るものとする。
4. 年度の途中で休会しても、既納の会費は返戻しない。
 5. 休会中の年会費については、3分の2を減額するものとする。

(除名)

- 第7条 会員が次の事項に該当するときは、役員会の決議により除名することができる。
- (1)筑後商工会議所及び、本青年部会の体面を著しく傷つけ、又は趣旨に反する行為があったとき。
 - (2)会費納入義務を履行しないとき。
 - (3)その他会員として適当でないと認められるとき。
2. 除名された会員の再入会は、認めないものとする。

(総会決議事項)

第8条 次に掲げる事項は、部会員総会の決議を得なければならない。

- (1)規則の改正
- (2)役員承認
- (3)諸規定の制定
- (4)事業計画及び収支予算の決定
- (5)事業報告及び収支決算承認

(総会の種類及び招集)

第9条 総会は定時総会と臨時総会の2種類とする。

2. 総会の議長は会長が当たる。
3. 定時総会は4月と11月とし、会長が招集する。
4. 臨時総会は、次に掲げる時に会長が招集する。
 - ①会長が必要と認めたとき。
 - ②役員会が招集の必要を決議したとき。
 - ③5分の1以上の会員より会議に附すべき事項を示した書面で、召集請求があったとき。

(総会の成立及び議事)

第10条 総会は委任状を含む部会員の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席部会員の過半数で決するものとし、その可否同数のときは議長がこれを決する。
但し議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(報告義務)

第11条 会長は、会員総会において議決された事項のうち、特に必要と認めるものについて商工会議所会頭に報告しなければならない。

(役員)

第12条 本青年部会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)直前会長 | 1名 |
| (3)副会長 | 3名 |
| (4)専務理事 | 1名 |
| (5)県連理事 | 若干名 |
| (6)理事 | 若干名 |
| (7)監事 | 2名 |

(役員選任)

第13条 選考委員会は、会長経験者、直前会長、会長、専務理事と副会長及び各委員会からの代表者をもって構成する。

2. 選考委員会は、責任を似って総会までに次年度会長予定者を人選し、役員会に報告する。
3. 次年度会長予定者は、次年度副会長、専務理事、監事、県連理事、正・副委員長予定者を選出し、選考委員会は役員会に報告する。又次年度会長予定者は上記役員の出選に当たって選考委員会と協議することができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし会長は2期を越え再任することはできない。

(役員任務)

第15条 会長は青年部会を代表し、会務を総理し総会及び役員会を招集しての議長となる。

2. 直前会長は会長在任年度の事業報告及び会計報告を行う。また、会長を補佐し対外的事業円滑をならしめる。
3. 副会長は会長を補佐し次の事項を分担処理する。
 - (1) 会長事故にある時はその任務を代行する。
 - (2) 担当委員会及び事業を分担統轄し責任をもってその運営を円滑ならしめる。
4. 専務理事は会長を補佐し、次の事項を分担処理する。
 - (1) 事務局を統轄し対外的な交渉を円滑ならしめる。
 - (2) 役員会の提出資料作成、処理及び議事進行にあたる。
 - (3) その他の庶務。
5. 県連理事は、県連規約に従い対外的な交渉を円滑ならしめる。
6. 理事は会長、副会長を補佐し次の事項を分担処理する。
 - (1) 委員会を分担し率先してその運営にあたる。
 - (2) 役員会において各委員会の活動状況等報告しなければならない。
7. 監事は青年部会の業務及び会計状況を監査する。

(役員会)

- 役員会は青年部会の運営にあたる。
2. 役員会は総会から任務された事項及び総会に提出すべき議題を審議処理する。
3. 定例役員会は、毎月1回開催し臨時役員会は会長が必要と認めたときに招集する。
4. 役員会の定足数は役員数の2分の1とし、議会は出席

役員の過半数をもって決する。

(顧問)

第17条 本青年部会に顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、役員会において推薦し、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じまた役員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第18条 本青年部会は、部会の運営及び事業の推進を円滑に実施するため、委員会を置くことができる。

2. 委員会の名称、所定任務については別に定める。

(委員会の組織)

第19条 委員会に委員長1名、副委員長1名及び委員若干名を置く。

2. 委員長、副委員長は役員の中から会長が承認を得て委嘱する。
3. 委員は会員の中から役員承認を得て会長が任命する。

(事業年度)

第20条 本青年部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第21条 本青年部会の経費は、会費・助成金・その他の収入をもってこれにあてる。

附 則

1. この規則は平成15年4月から実施する。
1. この規則は平成28年4月から実施する。